



## 一、最新中国法令

- [国家市场监督管理总局印发《制止滥用行政权力排除、限制竞争行为规定》、《禁止垄断协议规定》、《禁止滥用市场支配地位行为规定》和《经营者集中审查规定》](#)

【发布单位】国家市场监督管理总局

【发布文号】国家市场监督管理总局令第 64 号、65 号、66 号、67 号

【发布日期】2023-03-10

【实施日期】2023-04-15

【内容提要】为落实 2022 年修正的《[反垄断法](#)》，夯实反垄断法律制度规则，国家市场监督管理总局针对监管执法存在的突出问题，重点在如下方面进行了修改、完善与扩充：

细化反垄断法的有关规定
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 细化行政约谈的内容、程序、方式等；</li><li>▪ 明确横向垄断协议中“具有竞争关系的经营者”的主体范围；</li><li>▪ 明确轴辐协议中“组织其他经营者达成垄断协议”和“为其他经营者达成垄断协议提供实质性帮助”的具体表现形式；</li><li>▪ 细化经营者集中审查期限“停钟”制度；</li><li>▪ 明确经营者集中审查中“控制权”、“实施集中”等的判断因素；</li><li>▪ 优化参与集中的经营者营业额计算等。</li></ul>
优化监管执法程序
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 明确滥用行政权力排除、限制竞争行为的查处过程中，有关单位和个人配合调查义务、被调查单位书面报告改正情况的义务，将消除相关竞争限制作为执法机构结束调查或者提出行政建议的基础；</li><li>▪ 完善关于未达申报标准但有证据证明具有或者可能具有排除、限制竞争效果的经营者集中的审查和调查规定；</li><li>▪ 优化经营者集中审查简易案件程序；</li><li>▪ 规范垄断协议和滥用市场支配地位行为案件查处中的中止调查、终止调查和案件报告备案程序等。</li></ul>
强化有关主体的法律责任
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 针对垄断协议中负有个人责任的经营者的法定代表人、主要负责人和直接责任人员，规定了申请减轻或者免除处罚的幅度；</li></ul>

## 一、最新中国法令

- [国家市场监督管理总局「行政権力の濫用により競争を排除、制限する行為の制止規定」、  
「独占協定禁止規定」、「市場支配的地位濫用行為禁止規定」、「事業者集中審査規定」を公布した](#)

【発布機関】国家市场监督管理总局

【発布番号】国家市场监督管理总局令第 64 号、65 号、66 号、67 号

【発布日】2023-03-10

【実施日】2023-04-15

【概要】2022 年に改正された「[独占禁止法](#)」を着実に実行し、独占禁止法律制度規則の実効性を確保すべく、国家市场监督管理总局は、監督管理上顕在している問題のうち、以下の点に重点を置き、修正、整備、拡充を実施している。

独占禁止法関連規定の詳細化
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 行政機関による事情聴取の内容、プロセス、方式などを詳細化した。</li><li>▪ 水平型独占協定の主体になり得る「競争関係を有する事業者」の範囲を明確にした。</li><li>▪ ハブ・アンド・スポーク型独占協定における「その他の事業者を組織して独占協定を締結」と「その他の事業者が独占協定を締結することを実質的にサポート」の具体的態様を明確にした。</li><li>▪ 事業者集中の審査期間のカウントを中断する「ストップ・ザ・クロック」制度を詳細化した。</li><li>▪ 事業者集中審査における「支配権」、「集中実施」等認定の判断要素を明確にした。</li><li>▪ 事業者集中に参加した事業者の売上高の計算方式などを最適化した。</li></ul>
監督管理法執行プロセスの最適化
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 行政権力の濫用による競争の排除、制限行為の調査過程における、係る組織及び個人の調査協力義務、調査対象組織による是正状況の書面報告義務を明確にするとともに、係る競争制限が解消されたことを前提として、法執行機関が調査を終了する若しくは行政建議を行うことになることを明確にした。</li><li>▪ 申告基準には達していないものの、競争の排除、制限効果を有する若しくはそのような効果をもたらす可能性のある事業者集中に係る審査及び調査の規定を整備した。</li><li>▪ 簡易事案を対象とした事業者集中審査プロセスを最適化した。</li><li>▪ 独占協定及び市場支配的地位濫用行為事案の調査過程における調査中断、終了並びに事案の報告届出プロセスなどを整備した。</li></ul>
係る主体の法的責任の強化
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 独占協定において、個人責任を追及され得る立場にある法定代表者、主要責任者及び直接責任主体を対象として、処罰の軽減の割合を明確にしている。</li></ul>

- 夯实经营者集中的申报人及其代理人的责任义务，优化受托人选任规则等。

【法令全文】请点击以下网址查看：

64号：

[https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202303/t20230320\\_353973.html](https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202303/t20230320_353973.html)

65号：

[https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202303/t20230320\\_353968.html](https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202303/t20230320_353968.html)

66号：

[https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202303/t20230320\\_353971.html](https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202303/t20230320_353971.html)

67号：

[https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202303/t20230320\\_353972.html](https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202303/t20230320_353972.html)

- [国家市场监督管理总局关于发布《广告绝对化用语执法指南》的公告](#)

【发布单位】国家市场监督管理总局

【发布文号】国家市场监督管理总局公告 2023 年第 6 号

【发布日期】2023-03-20

【内容提要】

根据该指南第五条的规定，有下列情形之一的，广告中使用绝对化用语未指向商品经营者所推销的商品，不适用《广告法》关于绝对化用语的规定：

(一) 仅表明商品经营者的服务态度或者经营理念、企业文化、主观愿望的；

(二) 仅表达商品经营者目标追求的；

(三) 绝对化用语指向的内容，与广告中推销的商品性能、质量无直接关联，且不会对消费者产生误导的其他情形。

根据该指南第六条的规定，有下列情形之一的，广告中使用的绝对化用语指向商品经营者所推销的商品，但不具有误导消费者或者贬低其他经营者的客观后果的，不适用《广告法》关于绝对化用语的规定：

(一) 仅用于对同一品牌或同一企业商品进行自我比较的；

(二) 仅用于宣传商品的使用方法、使用时间、保存期限等消费提示的；

(三) 依据国家标准、行业标准、地方标准等认定的商品分级用语中含有绝对化用语并能够说明依据的；

(四) 商品名称、规格型号、注册商标或者专利中含有绝对化用语，广告中使用商品名称、规格

- 事業者集中の申告者及びその代理人の責任義務を強化し、また受託者の選任規則なども整備している。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

64号：

[https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202303/t20230320\\_353973.html](https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202303/t20230320_353973.html)

65号：

[https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202303/t20230320\\_353968.html](https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202303/t20230320_353968.html)

66号：

[https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202303/t20230320\\_353971.html](https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202303/t20230320_353971.html)

67号：

[https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202303/t20230320\\_353972.html](https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202303/t20230320_353972.html)

- [「広告の絶対的表現に対する法執行ガイドライン」公布に関する国家市場監督管理総局による公告](#)

【発布機関】国家市場監督管理総局

【発布番号】国家市場監督管理総局公告 2023 年第 6 号

【発布日】2023-03-20

【概要】

本ガイドライン第五条の規定によれば、以下に列挙するいずれかの状況があり、広告において使用されている絶対的表現は、商品取扱者が宣伝する商品を修飾するものではない場合、「広告法」の絶対的表現に関する規定は適用しないとしている

(一) 商品取扱者のサービスに対する姿勢若しくは经营理念、企業文化又は主観的な願望を示しているだけである。

(二) 商品取扱者の追い求める目標を示しているだけである。

(三) 絶対的表現で示される内容は、広告で宣伝される商品の性能・品質と直接関係なく、且つ消費者の誤解を招くことはない認められるその他状況。

本ガイドライン第六条の規定によれば、広告で使用される絶対的表現は、商品取扱者の宣伝する商品を修飾するものであっても、以下に列挙するいずれかの状況があり、客観的に見て、消費者の誤解を招く又は他の事業者を低く評価するような効果を有するものではない場合、「広告法」の絶対的表現に関する規定は適用しないとしている

(一) 同一のブランド又は同一企業の商品を対象とした自己比較を行うことのみを目的として使用する場合。

(二) 商品の使用方法、使用期間、保存期限などの商品使用上の注意事項を消費者に周知することのみを目的として使用する場合。

(三) 国家基準、業界基準、地方基準などに基づく認定を経て与えられた商品の等級を示す用語に絶対的表現が含まれており、且つその根拠を説明できる場合。

(四) 商品名称、仕様、登録商標若しくは特許に絶対的表現が含まれており、広告において、他の商

型号、注册商标或者专利来指代商品，以区分其他商品的；

（五）依据国家有关规定评定的奖项、称号中含有绝对化用语的；

（六）在限定具体时间、地域等条件的情况下，表述时空顺序客观情况或者宣传产品销量、销售额、市场占有率等事实信息的。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/gqjgs/202303/t20230320\\_353975.html](https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/gqjgs/202303/t20230320_353975.html)

● [国家市场监督管理总局印发《互联网广告管理办法》](#)

【发布单位】国家市场监督管理总局

【发布文号】国家市场监督管理总局令第 72 号

【发布日期】2023-02-25

【实施日期】2023-05-01

【内容提要】此次修订内容包括：

- 进一步明确广告主、互联网广告经营者和发布者、互联网信息服务提供者的责任；
- 对群众反映集中的弹出广告、开屏广告、利用智能设备发布广告等行为作出规范；
- 细化“软文广告”、含有链接的互联网广告、竞价排名广告、算法推荐方式发布广告、利用互联网直播发布广告、变相发布须经审查的广告等重点领域的广告监管规则；
- 新增广告代言人的管辖规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fqs/202303/t20230320\\_353974.html](https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fqs/202303/t20230320_353974.html)

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

## 二、里兆解读

品と区別するために、商品の代名詞として、商品名称、仕様、登録商標もしくは特許を使用する場合。

（五）国の関係規定に基づく評定を経て付与された賞、称号に絶対的表現が含まれている場合。

（六）特定の条件下（時間、地域など）で、時間・空間的観点から順番・順序を客観的に示す又は製品販売量、売上高、市場シェア率などの事実情報を宣伝するものである場合。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/gqjgs/202303/t20230320\\_353975.html](https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/gqjgs/202303/t20230320_353975.html)

● [国家市場監督管理總局が「ネット広告管理弁法」を公布した](#)

【發布機關】国家市場監督管理總局

【發布番号】国家市場監督管理總局令第 72 号

【發布日】2023-02-25

【實施日】2023-05-01

【概要】今般の改正内容には、以下のものが含まれる。

- 広告主、ネット広告事業者及び配信者、ネットワーク情報サービス提供者の責任をさらに明確にした。
- 一般からの意見が集中していたポップアップ広告、アプリ起動時に表示されるフルスクリーンの広告、スマート設備を利用して配信される広告などについて、ルールを設けている。
- 「記事広告」、特定ページへのリンクを含むネット広告、リスティング広告、アルゴリズム推奨によって表示される広告、ライブ配信広告、他の形に仮託して配信される審査の対象になっている広告などを重点対象とした広告監督管理規則を詳細化した。
- イメージキャラクターの管轄規定を新たに設けた。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fqs/202303/t20230320\\_353974.html](https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fqs/202303/t20230320_353974.html)

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、里兆解説

- [《企业中长期外债审核登记管理办法》解读](#) (连载之一/共二篇)

[《企业中长期外债审核登记管理办法》](#)(国家发展和改革委员会令第56号)(以下简称“《56号新规》”)于2023年02月10日生效,《[国家发展改革委关于推进企业发行外债备案登记制管理改革的通知](#)》(发改外资[2015]2044号)(以下简称“《2044号文》”)同时废止。《56号新规》将外债监管方式由“备案登记制”调整为“审核登记制”,意味着中长期外债面临的监管将进一步规范。

- **《56号新规》的出台背景**

2015年09月,为落实中央“放管服”改革精神且为企业境外融资提供便利,国家发展改革委(以下简称“发改委”)发布了《2044号文》,将企业借用中长期外债管理由审批制改为备案登记制,为企业境外融资提供便利。但是随着市场持续扩容,现有政策规定已不完全适应新形势新要求。为有效防范外债风险,促进企业境外融资健康有序开展,主管部门在整合《2044号文》及现行实践操作的基础上,以部门规章形式出台了《56号新规》,将外债监管方式由“备案登记制”调整为“审核登记制”。

- **《56号新规》与《2044号文》主要内容对比**

与《2044号文》及发改委官网上发布的“[企业发行外债备案登记办事指南](#)”之“[常见问题解答](#)”部分的内容及[其他相关通知](#)(以下统称“外债备案登记问答”)相比,《56号新规》总体上与现行外债管理实践保持一致性和稳定性,但《56号新规》在外债监管范围、资金用途、审核登记程序、事后监管等方面做出更明确和细化的规定。

简单而言,外债监管范围方面,明确了“控制”的含义,将间接控制企业纳入管理范围,且进一步补充了债务工具的具体类型;资金用途方面,补充了外债用途的负面清单,对外债资金的使用提出更高的要求;审核登记程序方面,备案制改为审核制,申请条件更严格,申请材料更规范;事后监管及法律责任方面,明确违规情形和惩戒措施等等。《56号新规》与《2044号文》主要内容对比具体如下:

- [「企業中長期外債審査登記管理弁法」を考察する](#) (連載その一、全二回)

「[企業中長期外債審査登記管理弁法](#)」(国家發展改革委員會令第56号)(以下「56号新規定」という)が2023年2月10日に発効し、「[企業の外債発行届出登記制管理改革推進に関する国家發展改革委員会による通知](#)」(发改外资[2015]2044号)(以下「2044号文」という)は同時に廃止された。「56号新規定」は、外債監督管理方式を「届出登記制」から「審査登記制」へと調整するものであり、中長期外債が直面する監督管理がさらに規範化されたことを意味する。

- **「56号新規定」公布の背景**

2015年9月、中央の「放管服(行政の簡素化と権限委譲、行政の権限委譲と管理の両立、サービス向上)」改革精神を遂行し、企業の国外融資に便宜を提供するため、国家發展改革委員會(以下「發展改革委員會」という)は「2044号文」を發布し、企業の中長期外債借入管理を審査許可制から届出登記制へと改め、企業の国外融資に便宜を提供するようにした。しかし、市場が持続的に拡大していくにつれ、既存の政策規定はすでに新たな情勢や新たな要求には完全には適応しなくなっていた。外債リスクを効果的に防止し、企業の国外融資の健全で秩序ある実施を促進するため、主管部门は「2044号文」と現行の実践実務とを統合した上で、部門規則の形式にて「56号新規定」を公布し、外債監督管理方式を「届出登記制」から「審査登記制」へと調整した。

- **「56号新規定」と「2044号文」との主要な内容の比較**

「2044号文」及び發展改革委員會の公式サイトで發布された「[企業の外債発行届出登記業務ガイドライン](#)」中の「[よくある質問 Q&A](#)」の部分の内容及び[その他の係る通知](#)(以下「外債届出登記 Q&A」という)に比べてみると、「56号新規定」は全体として現行の外債管理実務とも一致し、変わらないように見えるが、「56号新規定」は外債監督管理の範囲、資金用途、審査登記手続、事後監督管理などの方面でより明確且つ詳細化された規定がなされている。

簡潔にまとめるならば、外債監督管理範囲の面では、「支配」の定義を明確にし、間接的に支配する企業を管理範囲対象に組み入れ、且つ債務ツールの具体的な種類をさらに追加している。資金用途の面では、外債用途のネガティブリストを補充し、外債資金の使用に対しより高い要求が出されている。審査登記手続の面では、届出制から審査制へと変更になり、申請条件が一層厳しくなり、申請材料がより規範化された。事後監督管理及び法的責任の面では、違反状況や制裁措置などを明確にしている。「56号新規定」と「2044号文」との主要な内容の詳細について下表で比較する。

外債監管範圍		
項目	《2044 号文》及外債備案登記問答	《56 号新規》
管理對象	<p>《2044 号文》： 境內企業及其控制的境外企業或分支機構。</p> <p>“外債備案登記問答”： 紅籌架構的企業發行 1 年期以上外債、借用中長期國際商業貸款等，要辦理企業外債備案登記。</p>	<p>境內企業及其控制的境外企業或分支機構（包括各種類型的非金融企業和金融企業）。</p> <p>控制，是指直接或間接擁有企業半數以上表決權，或雖不擁有半數以上表決權，但能夠支配企業的经营、財務、人事、技術等重要事項。</p> <p>境內企業間接在境外借用外債適用本法。境內企業間接在境外借用外債是指主要經營活動在境內的企業，以註冊在境外的企業的名義，基於境內企業的股權、資產、收益或其他類似權益，在境外發行債券或借用商業貸款等。</p>
管理標的	<p>《2044 号文》： 向境外舉借的、以本幣或外幣計價、按約定還本付息的 1 年期以上債務工具（包括境外發行債券、中長期國際商業貸款等）。</p> <p>“外債備案登記問答”： 外債包括但不限於高級債、資本債、永續債、可轉債、優先股等境外債務性融資工具。</p>	<p>向境外舉借的、以本幣或外幣計價、按約定還本付息的 1 年期（不含）以上債務工具（包括但不限於高級債、永續債、資本債、中期票據、可轉換債券、可交換債券、融資租賃及商業貸款等）。</p>

外債監督管理の範圍		
項目	「2044 号文」及び「外債届出登記 Q&A」	「56 号新規定」
管理相手	<p>「2044 号文」： 国内企業及びその支配する国外企業又は支店又は支店。</p> <p>「外債届出登記 Q&amp;A」： レッドチップ企業が 1 年期以上の外債を発行し、中長期国際商業ローンの借入等を行う場合、企業外債の届出登記を行わなければならない。</p>	<p>国内企業及びその支配する国外企業又は支店（各種の非金融企業及び金融企業を含む）。</p> <p>支配とは、企業の過半数以上の議決権を直接または間接的に所有しており、または過半数以上の議決権を所有していないが企業の経営、財務、人事、技術などの重要な事項を支配できることを指す。</p> <p>国内企業が間接的に国外から外債を借入れる場合、本法を適用する。国内企業が間接的に国外から外債を借入れるとは、国内で主要な経営活動を行っている企業が、国外に登記されている企業の名義をもって、国内企業の株式、資産、収益またはその他の類似する権益に基づき、国外で債券を発行し、または商業ローンの借入等を行うことを指す。</p>
管理対象	<p>「2044 号文」： 国外から借入れる人民元または外貨建てとした、約定に従い元金・利息を返還する 1 年期以上の債務ツール（国外で発行する債券、中長期国債商業ローンなどが含む）。</p> <p>「外債届出登記 Q&amp;A」： 外債には、優先債、出資社債、永久債、轉換社債、優先株などの国外債務性融資ツールが含むがこれらに限らない。</p>	<p>国外から借入れる人民元または外貨建てとした、約定に従い元金・利息を返還する 1 年期を超える債務ツール（優先債、永久債、出資社債、中期手形、轉換社債、他社株轉換可能債、ファイナンスリース及び商業ローンなどを含むがこれらに限らない）。</p>

資金用途		
項目	《2044号文》及外債備案登記問答	《56号新規》
正面清單	《2044号文》：優先用于支持“一帶一路”、京津冀協同發展、長江經濟帶與國際產能和裝備製造合作等重大工程建設和重點領域投資。	聚焦主業，有利于配合落實國家重大戰略和支持實體經濟發展。  企業外債募集資金實際用途應與《審核登記證明》內容相一致，不得挪作他用。
負面清單	“外債備案登記問答”：用途應符合以下條件： （一）不違反我國法律法規； （二）不威脅、不損害我國國家利益和經濟安全； （三）不違背我國宏觀經濟調控目標； （四）不得用于彌補虧損和非生產性支出； （五）除銀行類金融企業外，不得轉借他人。	用途應符合以下條件： （一）不違反我國法律法規； （二）不威脅、不損害我國國家利益和經濟、 <u>信息數據等安全</u> ； （三）不違背我國宏觀經濟調控目標； （四）不違反我國有關發展規劃和產業政策， <u>不新增地方政府隱性債務</u> ； （五）不得用于 <u>投機、炒作</u> 等行為；除銀行類金融企業外，不得轉借他人，在外債審核登記申請材料中已載明相關情況并獲得批准的除外。

資金用途		
項目	「2044号文」及び「外債届出登記Q&A」	「56号新規」
ポジティブリスト	「2044号文」：「一帶一路」、京津冀協同發展、長江經濟ベルト及び國際生產能力と裝備製造協力などの重大工事建設と重点分野への投資支援に優先的に使用する。	主力業務にフォーカスし、國家重大戰略の遂行と實體經濟の發展の支援に協力するうえで有利であること。  企業が外債により集めた資金の實際の用途は「審査登記証明書」の内容と一致しなければならず、他の用途に流用してはならない。
ネガティブリスト	「外債届出登記Q&A」：用途は以下の条件を満たしていなければならない。 （一）我が国の法律法規に違反していないこと。 （二）我が国の法律法規に違反していないこと。 （三）我が国のマクロ經濟調整目標に違反していないこと。 （四）損失の填補と非生産性支出に使用してはならないこと。 （五）銀行系金融企業を除き、他人に転貸してはならないこと。	用途は以下の条件を満たしていなければならない。 （一）我が国の法律法規に違反していないこと。 （二）我が国の國家利益と經濟、 <u>情報データ</u> などの安全を脅かさず、損害していないこと。 （三）我が国のマクロ經濟調整目標に背反していないこと。 （四）我が国の係る發展計画と產業政策に違反せず、 <u>地方政府の隠れた債務を新たに追加しないこと</u> 。 （五） <u>投機的売買、価格吊り上げ</u> などの行為に使用してはならないこと。銀行系金融企業を除き、他人に転貸してはならず、 <u>外債審査登記申請書類に關連状況を記載し、且つ承認を得た場合を除く</u> 。

審核登記程序		
項目	《2044号文》及外債備案登記問答	《56号新規》
審核期限	7个工作日	3个月
登記制度	登記備案制	審核登記制
申請報告包括內容	《2044号文》：外債币种、規模、利率、期限、募集資金用途及資金回流情况等。	（一） <u>企業基本情況、存續外債及合規情況</u> ； （二） <u>借用外債必要性、可行性、經濟性和財務可持續性分析</u> ； （三） <u>借用外債方案</u> ，包括外債币种、規模、

審査登記手續		
項目	「2044号文」及び「外債届出登記Q&A」	「56号新規」
審査期限	7営業日	3ヶ月
登記制度	登記届出制	審査登記制
申請報告の内容	「2044号文」：外債通貨、規模、金利、期限、募集資金の用途及び資金還流状況など。	（一） <u>企業の基本状況、存続外債及びコンプライアンス状況</u> 。 （二） <u>外債を借入れる必要性、実行可能性、經濟性及び財務持続可能性に關する分析</u> 。

		利率、期限、债务工具类型、担保或其他增信措施、募集资金用途、资金回流情况及借用外债工作计划； <u>（四）外债本息偿付计划及风险防范措施；</u> <u>（五）企业借用外债真实性承诺函。</u>
申请条件	《2044 号文》： 信用记录良好， <u>已发行债券或其他债务未处于违约状态</u> 。具有良好的公司治理和外债风险防控机制。资信情况良好，具有 <u>较强的</u> 偿债能力。	（一）依法设立并合法存续、合规经营，具备健全且运行良好的组织机构； （二） <u>有合理的外债资金需求，用途符合前述规定</u> ，资信情况良好，具有偿债能力和健全的外债风险防控机制； （三） <u>企业及其控股股东、实际控制人最近三年不存在贪污、贿赂、侵占财产、挪用财产或者破坏社会主义市场经济秩序的刑事犯罪，或者因涉嫌犯罪或重大违法违规行被依法立案调查的情形。</u>
有效期	/	《审核登记证明》自出具之日起有效期 1 年，过期自动失效。

		（三）外债借入方案、外债通货、规模、金利、期限、债务ツールの種類、担保またはその他の信用補完措置、募集資金の用途、資金還流状況及び外債借入作業計画を含む。 （四）外債元金・利息返済計画及びリスク防止措置。 （五） <u>企業による外債借入真实性承諾書。</u>
申请条件	「2044 号文」： 信用記録は良好、 <u>発行済み債券またはその他の債務が違約状態にないこと</u> 。良好なコーポレート・ガバナンスと外債リスク防止制御メカニズムを備えていること。信用状態は良好で、高い返済能力を有していること。	（一）法に依拠して設立され、且つ合法的に継続、経営し、健全且つ運営が良好な組織機構を備えていること。 （二） <u>合理的な外債資金の需要があり、用途は前述の規定に適合し、信用状態は良好で、債務返済能力と健全な外債リスク防止制御メカニズムを備えていること</u> 。 （三） <u>企業及びその支配株主、実質的支配者は直近三年に汚職、賄賂、財産横領、財産流用若しくは社会主義市場経済秩序を破壊する刑事犯罪、又は犯罪、重大な違法行為の疑いで法により立件調査された状況が存在していない。</u>
有効期限	/	「審査登記証明書」が発行された日から 1 年間有効であり、期限が切れると自動的に失効する。

事後监管		
項目	《2044 号文》及外债备案登记问答	《56 号新规》
监管措施	《2044 号文》： 每期发行结束后 10 个工作日内，向国家发改委报送发行信息。	借用每笔外债后 10 个工作日内，通过网络系统向审核登记机关报送借用外债信息。 <u>在《审核登记证明》有效期届满后 10 个工作日内，报送相应的外债借用情况。</u> <u>于每年 1 月末和 7 月末前 5 个工作日内，通过网络系统向审核登记机关报送外债资金使用情况等。</u> <u>如出现境内外债务偿付</u>

事後監督管理		
項目	「2044 号文」及び「外債届出登記 Q&A」	「56 号新規定」
監督管理措置	「2044 号文」： 毎回発行終了後 10 業務日以内に国家発展改革委員会に発行情報を報告する。	毎回外債を借入してから 10 営業日以内に、ネットワークシステムを通じて審査登記機関に外債借入情報を報告する。 「審査登記証明書」の有効期限が満了してから 10 営業日以内に、 <u>相応の外債借入状況を報告する。</u> <u>毎年 1 月末と 7 月末までの 5 営業日以内に、ネットワークシステムを通じて審査登記機関に外債資</u>



		<p>风险或重大资产重组等可能影响债务正常履约的重大情况，企业应及时报送有关信息并采取风险隔离措施，防范境内债券违约风险外溢和交叉违约风险。</p> <p>企业或相关中介机构因借用外债，需配合境外监管机构检查或调查，涉及国家安全或公共利益的，应事先向境内有关主管部门报告。</p>
企业法律责任	<p>“外债备案登记问答”： 若存在违规行为，予以约谈、公开警告、问責、暂停境外发债备案登记、公示不良信用记录等。</p>	<p>若存在违规行为，予以约谈、公开警告、限期改正等惩戒措施；不正当手段取得《<u>审核登记证明</u>》的，予以撤销；前述违规情形将进行公示；涉及违法犯罪的，依法将有关线索移送司法机关，追究其法律责任。</p>
中介机构法律责任		<p>增加了中介机构对提供外债相关服务的核查义务及处罚措施（通报、依法处罚、公示、涉及违法犯罪的，依法将有关线索移送司法机关，追究其法律责任）。</p>

由于篇幅限制，暂介绍以上内容。在接下来的《里兆法律资讯》中，我们将继续对“《56号新规》的主要变化”进行解读。

（作者：里兆律师事务所 董红军、黄蓉蓉）

		<p>金の使用状況などを報告する。</p> <p>国内外の債務返済リスクや重大な資産再編など、債務の正常な履行に影響を与え得る重大な状況が発生した場合、企業は速やかに関連情報を報告し、リスク隔離措置をとり、国内債券のデフォルトリスクの流出とクロス・デフォルトリスクを防止しなければならない。</p> <p>企業または係る仲介組織は、外債を借り入れることで、国外監督管理機関による検査または調査に協力する必要があり、国家の安全または公共利益にかかわる場合は、事前に国内の関連主管部门に報告しなければならない。</p>
企業の法的責任	<p>「外債届出登記Q&amp;A」： 違反行為が存在する場合、面談、公開警告、問責、国外債券発行届出登記の一時停止、不良信用記録の公示などを実施する。</p>	<p>違反行為が存在する場合、面談、公開警告、期限付き改正などの制裁措置を実施する。不正な手段で「<u>審査登記証明書</u>」を取得した場合は、証明書を撤回する。前記の違反状況は公示する。違法犯罪に係る場合は、法に依拠し、係る手がかりとなる情報を司法機関に移送し、その法的責任を追及する。</p>
仲介組織の法的責任		<p>外債関連サービスの提供に対する仲介組織の審査義務及び処罰措置（通報、法に依拠した処罰、公示、違法犯罪に係る場合、法に依拠して係る手がかりとなる方法を司法機関に移送し、その法的責任を追及する）を追加した。</p>

紙面に限りがあるため、ひとまず上記の内容を紹介する。次回の「里兆法律情報」において、「56号新規定」による主要な変化を引き続き紹介する。

（作者：里兆法律事務所 董红军、黄蓉蓉）

### 三、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- [反垄断法配套规定](#)
- [广告绝对化用语执法指南](#)
- [《个人信息出境标准合同》的应用及注意点](#)

### 三、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- [独占禁止法関連規定](#)
- [広告の絶対的表現に対する法執行ガイドライン](#)
- [「個人情報越境移転の標準契約」の運用及び注意点](#)